

第2回インターネット上の人権侵害等の防止に関する有識者会議 議事概要

- 1 日 時 令和6年10月30日(水)10時～12時
- 2 場 所 兵庫県庁1号館5階会議室
- 3 出席者 委 員：尾崎幸弘 委員、木下昌彦 委員、木村玲欧 委員、
中井伊都子 委員
オブザーバー：山添慎一郎 弁護士
事 務 局：小谷寛和 県民生活部次長兼人権参事
北茂正 県民生活部総務課人権推進室長 外2名
- 4 議 題 インターネット上の人権侵害等を防止することを目的とする条例の
制定等について

5 主な意見

(1) 条例の運用について

- ①条例で何ができるのか、どこが審査するのか、いつまでに対応するのかなど、
県民から様々な説明を求められる。
- ②県民から削除要請等の申出を受け、その可否を審査するとなると専属の職員
が一人は必要。
- ③削除要請等の可否の判断はどうするのか。職員一人が全部判断して、必要に
応じて弁護士に相談するのか。有識者による審査会も置かない前提なので、
どのように事務を進めていくのか。
- ④削除要請等の対象を「不当な差別」に限ると、県が削除要請等を行う対象が
少なくなり、逆に一人の専属職員を置くことへの県民の理解を得られるのか
が疑問。

(2) 条例の文言について

- ①第1条(目的)の条項では「誹謗中傷」が最初に記載されているのに、県によ
る削除要請等の対応は「不当な差別」に限るとするのは、県民の期待する内
容とのずれが残る印象がある。
- ②第1条(目的)の「悪質な誹謗中傷」と、第2条(定義)の「誹謗中傷」は内
容が異なるのか。「悪質な」という記載は不要。
- ③第2条(定義)の「人種等の属性」で、例えば「年齢」「高齢者」は含まれる
のか。「人種等の属性」は取り方によって幅が広がってしまう。
- ④条例の狙うところが同和問題等であれば、「人種等の属性」をもう少し絞った
記載にし、その方が県としてのメッセージを出せるのではないか。
- ⑤第10条(防止措置の要請)の削除要請について、被害者自身が削除要請して
も削除されない場合というのが要件だとすると、条文上では読み取れないの
で記載すべきではないか。

- ⑥第10条（防止措置の要請）において、第9条に基づくモニタリングや情報提供で県が把握した人権侵害情報（同和地区の摘示や集団への差別）への対応を、「その他必要と認めるとき」で読み込むというのは、盛り込みすぎではないか。「表現の自由」との関係もあるので、条例に文言として記載しておくべき。
- ⑦第2条（定義）と第10条（防止措置の要請）の関係について、第2条の定義では、人権侵害情報は「他人の権利を侵害すると認められる情報」としており、他方第10条では「自己の権利を侵害されたとする者からの申し出があったとき」と記載されており、「集団」への差別の場合これにあたらないと整理すると人権侵害情報には当たらないという読み方になってしまうのではないか。文言の整理が必要。
- ⑧第9条の県の調査についても「不当な差別」に限定するのであれば、第10条括弧書きで「不当な差別に該当するものに限る…」とするのではなく、第9条で先に限定すべきではないか。
- ⑨他自治体の条例では、「社会づくり」や「被害者支援」をうたっているものが多い。「被害者支援」に関して、第8条（相談、情報の提供）の文言はコンパクトすぎて、県民に寄り添っていない印象がある。被害者支援について、しっかり明記すべき。
- ⑩第10条（防止措置の要請）、第11条（指導又は助言）の主語が「知事」になっている点を疑問視する人もいるのではないか。大阪府の条例では「府」が主語になっている。

（3）指針（運用基準）について ※詳細は第3回会議において議論

- ①第12条（防止措置の要請等の基準）における「別に定める基準」について、このような委任規定はよくあるのか。大阪府は審議会（部会）の答申に基づき指針を定めているが、兵庫県は行政限りで定めようとする点について問題ないのか。